

家計急変世帯用

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付しています。

対象

【家計急変世帯】申請が必要です

- ◎新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、世帯全員の1年間の収入見込額が、住民税非課税世帯相当の収入となった世帯
- ※収入の判定は、世帯全体の収入合計ではなく、世帯員（個人）ごとに行います。また、住民税非課税相当の収入とは、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を12倍して判定します。

受付期限は、9月30日(金)までです。申請書は、福祉課および社会福祉協議会窓口で配布しています。また、町のホームページからもダウンロードできます。申請の際は、収入の状況を確認するため、源泉徴収票、給与明細書などが必要となる場合があります。



ホームページ QRコード

以下の場合も、家計急変世帯に該当します。福祉課 社会福祉係へご相談ください。

- ・新型コロナウイルスの影響を理由に失業後、現在まで就労先が見つからない
- ・自己都合による退職後、新型コロナウイルス感染症の影響により再就職が難しいなど



問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

金婚・ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦の皆さんへ

町では、今年度、金婚（結婚50年）・ダイヤモンド婚（結婚60年）を迎えるご夫婦をお祝いし、記念品を贈呈します。該当するご夫婦は、6月24日(金)までに福祉課 社会福祉係にご連絡をお願いします。なお、ご連絡いただけない場合は、記念品を贈呈することができませんので、忘れずにお申し出ください。

◆金婚（結婚50年）

昭和47年4月1日から昭和48年3月31日までの間に婚姻の届出をされたご夫婦

◆ダイヤモンド婚（結婚60年）

昭和37年4月1日から昭和38年3月31日までの間に婚姻の届出をされたご夫婦

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

6月から児童手当制度が一部変更になります

1. 毎年6月に提出していた現況届の提出が不要になります

児童手当を受けるために、毎年『現況届』を提出していただいていたましたが、今年度から提出が不要になりました。

ただし、6月1日の状況を公簿などにより確認することができないかたは、引き続き提出が必要となります。提出が必要なかたには、『現況届』を送付しますので、ご提出をお願いします。

また、児童手当などの認定を受けた後、届出事項に変更があったかたは、『変更届』の提出が必要となります。

【現況届の提出が必要となる場合】

- ・支給要件となる児童の住民票が美里町にないなど、役場で状況を確認することができない場合

【変更届の提出が必要となる場合】

- ・婚姻や離婚などにより支給要件となる児童に変化があったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき など

2. 特例給付の支給に所得上限限度額が設けられます

6月（10月支給）分から、児童を養育しているかたの所得額が、所得上限限度額を超える場合は、特例給付が受けられなくなります。

なお、特例給付が受けられなくなった後、所得上限限度額未満となる場合は、改めて認定請求書の提出などが必要となります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



ホームページ QRコード

児童手当制度とは…

【制度の概要】

◎対象者

町内に住所を有し、中学校修了までの児童（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育しているかた

◎支払月 6月、10月、2月

◎支給額

対象の児童1人につき（月額）

- ▶ 3歳未満 15,000円
- ▶ 3歳～小学生（第1・2子） 10,000円
- ▶ 3歳～小学生（第3子以降） 15,000円
- ▶ 中学生 10,000円

※ただし、所得額が所得制限限度額以上で、所得上限限度額未満となる場合は、5,000円（特例給付）となります。なお、所得上限限度額以上の場合は受けられません。

【児童手当の支給を受けるには？】

児童手当は、対象者からの認定請求の手続きがないと資格はあっても支給されませんので、新たに支給対象となったかた（出生、転入など）は手続きをしてください。ただし、公務員のかたは勤務先で手続きをしてください。

所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等人数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

【手続きに必要なもの】

申請には、普通預金通帳（請求者名義のもの）の写し、マイナンバーがわかるものが必要です。このほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132